ドローンオペレーター技能習得支援事業第２次募集要領

第１　総則

ドローンオペレーター技能習得支援事業（以下「本事業」という。）に係る募集については、この要領に定めるところによる。

第２　事業内容

本事業の事業内容、事業実施主体、補助率、補助対象経費は、ドローンオペレーター技能習得支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるとおりとする。

第３　応募主体の要件

応募主体は、実施要領第２で定める事業実施主体とする。

第４　事業実施期間

事業実施期間は、補助金の交付決定の日から令和９年３月 31 日までとする。

第５　応募方法

応募主体は、別添様式を提出する。

⑴提出期間

令和８年 11 月 17 日（火曜日）～令和８年 12 月 18 日（金曜日）

⑵問合せ先・提出先

光都農林振興事務所　農政振興第２課

ただし、問合せについては、平日の午前９時 00 分から午後５時 00 分まで（正午から午後１時までを除く。）の間受け付けるものとする。

⑶提出方法

郵送、ＦＡＸ、電子メール又は持参によるものとする。

第６　採択方法

光都農林振興事務所において応募の要件に該当することを確認した後、先着順で受け付ける。

受け付けた結果（採択又は不採択）については、要件に該当することを確認した後、速やかに応募主体に対して通知する。

なお、事業の実施は、実施要領に基づき、必要な手続きを行うものとする。補助金の交付は、令和８年度西播磨県民局地域躍動推進事業補助金交付要綱に基づき、必要な手続きを行うものとする。

第７　その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、県民局長が別に定めるところによるものとする。

附　則

この要領は、令和８年 11 月 17 日から施行する。